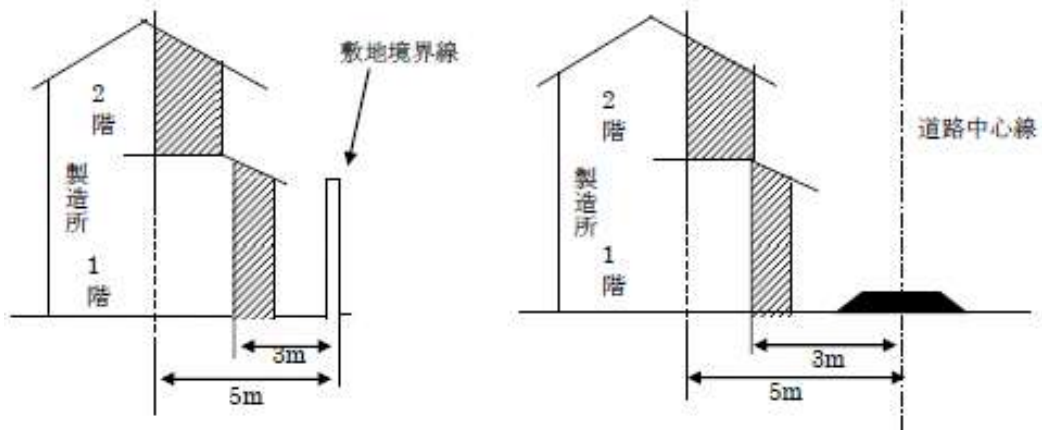


## 【別記5 建築物の延焼のおそれのある範囲】

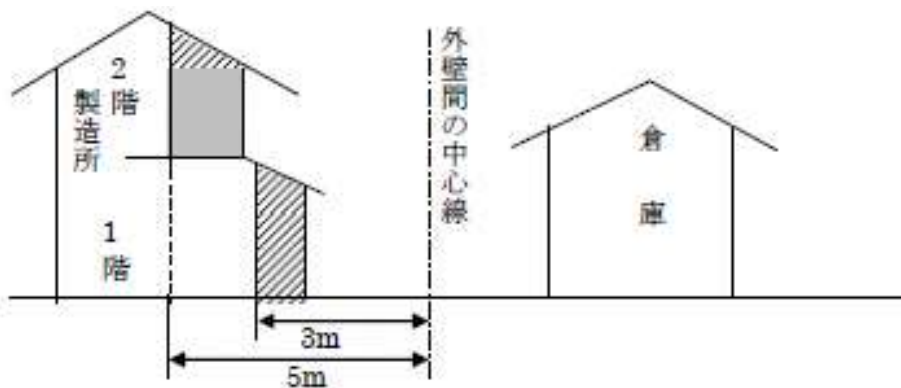
(危政令第9条第1項第5号)

- 1 延焼のおそれのある外壁とは、製造所等の敷地境界線、製造所等の面する道路（危規則第1条第1号の道路をいう。）の中心線、又は同一敷地内の他の建築物との相互の外壁間の中心線から1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下の距離にある製造所等の外壁部分（外壁のない場合は、柱等の構造物をいう。）をいうものであること。ただし、防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁、その他これらに類するものに面する外壁については、除くものとする。（平成元年7月4日消防危第64号質疑）

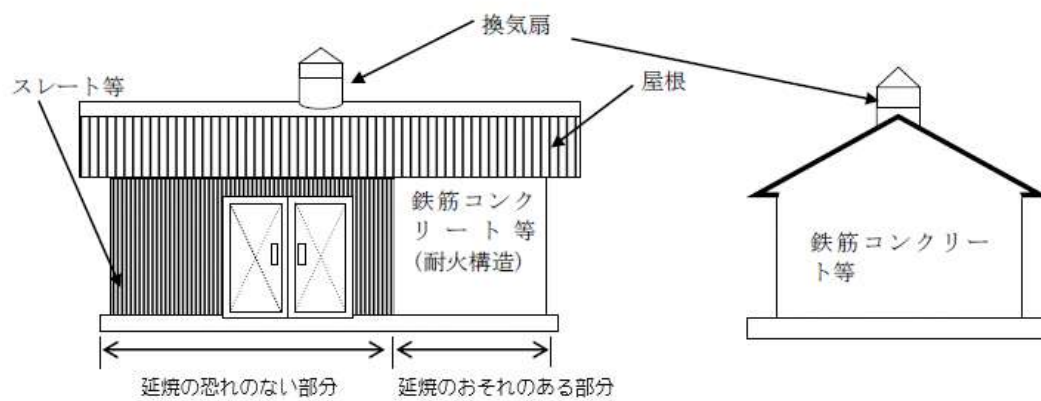


隣地境界線からの延焼のおそれのある外壁

道路中心線からの延焼のおそれのある外壁



同一敷地内建築物の外壁間中心線からの延焼のおそれのある外壁



延焼のおそれのある部分の外壁

2 同一敷地内の他の建築物等との 延焼のおそれのある外壁等に対する延焼措置は次によること。この場合において、新たに設置する製造所等にあつては、危険物施設側に延焼措置を講ずること。（\*）

面する物件 危険物施設		建築物		架構	
		外壁が耐火構造で開口部に延焼措置(注)が講じられているもの	外壁無又は左欄に該当しないもの	外壁が耐火構造で開口部に延焼措置(注)が講じられているもの	外壁無又は左欄に該当しないもの
建築物	外壁あり	不燃材料で足りる。	出入口（自動閉鎖の特定防火設備に限る。）以外の開口部を有しない耐火構造の外壁	不燃材料で足りる。	当該危険物施設が著しく消火困難な施設に限り、出入口（自動閉鎖の特定防火設備に限る。）以外の開口部を有しない耐火構造の外壁
	外壁なし	柱耐火被覆等不要1階部分については必要)	柱耐火被覆（1時間耐火性能）又は「散水設備」の設置	柱耐火被覆等不要（1階部分については必要)	当該危険物施設が著しく消火困難な施設に限り、柱耐火被覆1時間耐火性能）又は「散水設備」の設置
架構	外壁あり	不燃材料で足りる。	当該危険物施設が著しく消火困難な施設に限り、出入口（自動閉鎖の特定防火設備に限る。）以外の開口部を有しない耐火構造の外壁	不燃材料で足りる。	不燃材料で足りる。
	外壁なし	柱耐火被覆等不要1階部分については必要)	当該危険物施設が著しく消火困難な施設に限り、柱耐火被覆1時間耐火性能）又は「散水設備」の設置	柱耐火被覆等不要（1階部分については必要)	柱耐火被覆等不要1階部分については必要)

(注) 面する物件の開口部の延焼措置とは、自動閉鎖の特定防火設備、排気口の防火ダンパー又は「散水設備」等延焼防止上有効な措置をいう。

3 延焼のおそれのある外壁に換気設備、排出設備又は配管を貫通させる場合は、換気設備又は排出設備に防火ダンパー等を設けること。さらに、壁を貫通する配管と壁との間隙は、モルタルその他の不燃材料で埋め戻すこと。(平成元年7月4日消防危第64号質疑)

4 「壁を貫通する配管の施工」については、 3 (9) ウによること。

#### 5 屋根の構造

(1) 屋根は、小屋組を含めて屋根を構成するすべての材料が不燃材料であること。

(2) 二以上の階を有する建築物の最上階以外の階にあっては、周囲の状況及び取り扱う危険物の種類、数量、取扱い方法等を考慮し、窓等の開口部により代替することができる。

(3) 天井は、原則として設けないこと。ただし、火災予防上安全な構造で、かつ、可燃性蒸気が滞留するおそれのない換気又は排出の処置をした場合にあっては、この限りでない。

#### 6 窓・出入口

(1) 防火上重要でない間仕切壁に設置される出入口の戸は、不燃材料で造られていれば足りるものとする。

(2) 製造所等の設置場所が海、川、畑、広い空地等に面する場合、又はその他外部の立地条件が防火上安全である場合においては、窓及び出入口に関する規定は、適用しないことができる。(昭和36年5月10日自消甲予発第25号通知)

#### 7 網入りガラス

(1) 危険物を取り扱う建築物の窓又は出入口のうち、危険物を取り扱う部分と耐火構造の床若しくは壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の特定防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分の窓又は出入口にガラスを用いる場合の当該ガラスについては、危政令第23条の規定を適用し、網入りガラス以外のガラスの使用を認めて差し支えない。なお、当該ガラスを用いた窓又は出入口は、防火設備でなければならない。(平成9年3月26日消防危第31号通知)

(2) 鉄線入りガラス(パラライン)を使用した窓又は出入口は、防火設備に該当しない。(昭和58年7月8日住指発第185号通知、昭和58年8月1日消防危第72号通知)

#### 8 建築物の床の構造

(1) 危険物が浸透しない構造とは、コンクリートその他これと同等以上の性能を有するものが該当すること。(◆)

(2) 作業環境の改善等のため床に敷物等を敷く場合は、不燃性のものを使用すること。ただし、事務所等危険物を取り扱わない区画された居室内にあっては難燃性を有

する物品とすることができる。(◆)

(3) 傾斜及び貯留設備については、次によること。

ア 室全体の床面に傾斜を設けることが困難な場合には、危険物が漏れるおそれのある部分の周囲に排水溝を設け、滞水しないように貯留設備等に向かって勾配をつけること。なお、この排水溝は、配管ピットと兼用することができる。

イ 屋内の安全な場所にためます（概ね縦横30cm以上、深さ30cm以上）を設けるとともに、床の外周には、囲い（高さ10cm以上、建物の壁体を利用する場合を含む。）又は排水溝（幅10cm以上、深さ5cm以上）を設ける。

ウ 2階以上の床でためますを設けられない場合は、囲いを5cm以上の鋼製その他の不燃性のものとし、鋼製その他の不燃性を有する導水管で1階に設けたためますに回収できるようにする。

(4) 当該製造所において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備等から漏えいした危険物を回収することができる貯留設備の大きさとする。